

佐々木惣一の憲法思想と国民国家
-日本憲法の独自性と立憲主義の普遍性の間-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大和, 友紀弘 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22571

明治大学大学院文学研究科

2021 年度

博士学位請求論文

(要約)

佐々木惣一の憲法思想と国民国家

——日本憲法の独自性と立憲主義の普遍性の間——

Soichi Sasaki's Constitutional Thought and Nation State :
Between the Individuality of the Constitution of Japan and the
Universality of Constitutionalism

学位請求者 史学専攻

大和 友紀弘

1. 本論の構成

序章 「デモクラシーの選手」である「大忠の士」

第1節 課題設定

第2節 先行研究の整理

第3節 分析方法

第4節 各章の構成

第Ⅰ部 学問形成と西洋との格闘 1878－1912年

第1章 明治期の佐々木惣一——「法律学的研究」における西洋と日本

はじめに

第1節 京都帝国大学法科大学

(1) 近代日本の飛躍と新大学 (2) 行政法と憲法、そして民法

(3) 学問のための学問

第2節 行政法学者としての出発

(1) 法上の概念の捕捉 (2) 美濃部達吉に対する異論

第3節 「法律学的研究」と「日本行政法学」の構想

(1) 国家学および西洋からの独立 (2) 新刑法と行政罰 (3) 政治道德の重視

(4) 国家の命令としての法

おわりに

第2章 ドイツ留学から「明治」の終焉へ

はじめに

第1節 行政法研究のための留学

第2節 ドイツにおける学問と社会観察

(1) ゲオルク・イェリネックと佐々木 (2) 少数民族問題と「社会」観察

第3節 帰国と「明治」の終焉

(1) 「天皇機関説論争」後の日本 (2) 京都帝国大学教授に就任

おわりに

第Ⅱ部 「国際化」と「国民化」の中の立憲主義 1913－1932年

第3章 佐々木惣一における「解釈法学」の論理と意義

——「自由法運動」に対する立場を中心に

はじめに

第1節 法の社会化

(1) 概念法学と自由法運動 (2) 法の社会順応性

(3) 憲法改正と憲法解釈——あるいは「國體」と「政體」

第2節 「解釈法学」の再定位

- (1) 剰余金支出違憲論 (2) 「解釈法学」の必要性 (3) 森戸事件と「国家思想」

第3節 概念法学と社会法学の結合

- (1) 「概念法学」の意義 (2) 事実と規範

おわりに

第4章 立憲政治と国民道徳——『立憲非立憲』における「責任」を巡って

はじめに

第1節 第一次世界大戦と「立憲非立憲」の連載

第2節 制度と運用

- (1) 「立憲君主制度」の論理 (2) 「非立憲」的態度への批判

第3節 一般国民の「責任」

- (1) 責任の観念 (2) 普通選挙と立憲教育への期待

第4節 立憲政治の道徳的意味

- (1) 理想実現のための国家 (2) 君民一体の思想
(3) 国民国家構想としての立憲政治

おわりに

第5章 「非立憲」と共存する政党政治

——政治的「事実」としての政党、元老、統帥権

はじめに

第1節 「立憲学派」の憲法解釈

- (1) 元老の形成と憲法学 (2) 美濃部達吉と「現実の憲法」
(3) 佐々木における「憲法典」の位置

第2節 大臣責任制の論理

- (1) 政治的必要性 (2) 国務大臣による輔弼とその例外

第3節 政党内閣期の後継首相選定

- (1) 1924年総選挙前後における元老論 (2) 憲法典の欠缺
(3) 統帥権干犯問題における「共闘」 (4) 憲法習律としての元老

おわりに

第Ⅲ部 総力戦体制と日本憲法の「獨自性」 1933—1949年

第6章 「非常時」における法実証主義と「公明正大」な国家

はじめに

第1節 議会政治の黄昏

第2節 「形而上学的段階」と「実証的段階」

- (1) 『日本憲法要論』の刊行 (2) 「ケルゼン・ブーム」への反応
(3) 有権的解釈と理論的解釈

第3節 「瀧川事件」から「國體明徴」へ

- (1) 法的秩序によって法的秩序の上に (2) 瀧川事件と「国家思想」
 - (3) 「公明正大」なる統治 (4) 『公法雑誌』の主宰と天皇機関説事件
- おわりに

第7章 立憲主義者の「戦争」——帝国憲法の「獨自性」と「國體憲法學」

はじめに

第1節 「形式論理」批判の擡頭

- (1) 「國體法」 (2) 「根本規範」と「憲法制定権力」

第2節 流行理論との対峙と帝国憲法の「獨自性」

- (1) 「我國の憲法の獨自性について」の連載 (2) 佐々木惣一と里見岸雄
- (3) 国家総動員法への警告 (4) 法と国民道德の狭間で

第3節 戦時下における「立憲政治」の擁護

- (1) 新体制運動への期待と警戒 (2) 大政翼賛会批判の論理
- (3) 国家に没入する立憲主義者 (4) されど学問的「祖国」ドイツ

おわりに

第8章 帝国憲法への郷愁と「象徴」への懷疑

はじめに

第1節 敗戦の悲哀とデモクラシーの「復活強化」

- (1) 内大臣府御用掛「臣惣一」 (2) 帝国憲法改正の必要

第2節 「國體護持」の闘争

- (1) 貴族院議員として (2) 「國體」擁護の心情と論理 (3) 「人間」天皇論

第3節 「象徴」への懷疑

- (1) 和辻哲郎の問題提起 (2) 融通無碍なる「象徴」
- (3) 「欽定憲法」という連続性

おわりに

終章 国家を実現する立憲主義

第1節 そして「護憲」対「改憲」へ

第2節 結論

第3節 今後の展望

史料・参考文献一覧

2. 問題意識と目的

本論は、戦前から戦後にかけて主に京都帝国大学の行政法学・憲法学者として活躍した佐々木惣一（1878－1965年）の生涯と思想に注目し、自由主義やデモクラシーと呼ばれる人間の自由と平等を重んじ政治参加の拡大を目指す思考と、「国民国家」あるいは「國體」

に関わる一国の独自性の維持・発展を志向する言説がどのように関係し合っていたかという問題を、近代日本の憲法を巡る歴史的な文脈において論じるものである。

「国民国家論」や「総力戦体制論」を経た近年の歴史学において、近代日本の憲法思想研究は「國體」論や「日本主義」研究の隆盛と交差しながら進展してきている。そこに見出せる二つの特徴は、大日本帝国憲法体制と日本国憲法体制の連続性、そして「國體」と「デモクラシー」（あるいは「立憲主義」）の二項対立ではない動態的關係への注目である。どのような研究であれ、問題意識に伴う枠組みの設定と自覚化が不可欠であることは当然であるが、以上の文脈からは、思想やその担い手を予め「自由主義」、「大正デモクラット」、あるいは「国家主義」、「國體論者」といった一方の枠組みに当て嵌めて分析を開始してしまうと見えなくなってしまう側面に注意を向けさせるものである。内面的な矛盾に踏み込むことを恐れずに、具体的な人物を対象とする歴史分析は深める意義が残されていると言えよう。

その際、佐々木惣一が注目すべき研究対象として浮上してくる。佐々木は、法学者としては条文と論理の厳密さを尊ぶ「法実証主義」とされ、同時に東京帝国大学的美濃部達吉や吉野作造と並んで「立憲主義」を説き、「大正デモクラシー」を推進し、国家権力の大学への介入を批判した自由主義者として主に描かれてきた。そしてこの自由主義と学問に対する潔癖さと同時に、強固な愛国心・尊皇心を有するナショナリストとしての側面も語られてきた。

佐々木は「進歩的」憲法学者の宮澤俊義から吉野と並ぶ「デモクラシーの選手」として回顧され、そして天皇機関説事件後の「國體憲法學」を主導した里見岸雄により「皇室と国家を守らんとした大忠の士」と称讃された。本論は以上のような同時代人による佐々木評価を導きの糸とし、デモクラシーや立憲主義と「国民」・「国家」・「國體」といったナショナルリズムの二項対立ではない動態的な關係性に注目しながら、その憲法思想を歴史的な文脈の中で明らかにしていく。美濃部と呼応しながらも、異なる在り方を模索した佐々木の憲法思想を検討することは、比較対象としての重要性だけでなく、戦前と戦後の連続性を考慮しながら、同時に戦後の価値観を相対化して眺める歴史的観点を得ることができる対象として、意義があると考えられる。

3. 各章の概要

序章「**「デモクラシーの選手」である「大忠の士」**」では上述の問題意識を論じたのちに先行研究の整理を行い、本論で用いる方法を明確にした。

法学者としての佐々木に対しては、「自由法論」、「目的論的解釈」、「法社会学」などの正当性を唱える立場からの「論理主義」批判が基調となり、厳密な法解釈学の大成が評価されると同時に「法実証主義」の「限界」が指摘されるというのが定石となっていた。他方で、歴史研究において主に「大正デモクラシー」論の文脈で、反国家権力という意味の「自由主義者」として積極的に評価され、近年は「法実証主義」という評価の一面性が指摘され、更に「立憲主義者」として改めて注目を集め始めている。

佐々木における「國體」論などの日本の「独自性」と「自由主義」の緊張関係自体についてはこれまでも論じられてきたが、しかし先行研究には以下のように疑問の余地がある。佐々木が「君主主義」の枠内に留まって「東洋の君主道」などを援用したことについて、そこに「弱点」や「限界」を見出す議論がある一方、佐々木を再評価する際にそのような日本の独自性への言及をレトリックであったと看做して「立憲主義」、「自由主義」の側面を強調するのは、いずれも近代的なリベラル・デモクラシーとナショナリズムとを相容れない二律背反と捉える前提が未だ尾を引いているように思える。

また佐々木における自由主義と国家権力の関係を問題にする場合、「瀧川事件」における文部省との「対決」への評価を佐々木評価として全体に投影し過ぎることにも警戒が必要ではないか。確かに佐々木は法学部の中心となって政府当局の対応に対し自己の信念に基づいて抗議したのであり、それは「学問の自由」や「大学の自治」という文脈で正当に評価されるべきで、実際に評価されてきた。しかしそれは佐々木が、国家権力には抵抗し、政府は批判するべきだという思考様式を自明の理として考えていたことを意味しない。佐々木は「国家主義」の立場を採ることを自認していたのであり、国家との距離を評価基準とする「大正デモクラシー」論の枠内に留まって権力／反権力という図式を当て嵌め、また国民国家批判の文脈で国民主義的あるいは国家主義的な言説を克服されるべき否定的価値として予め前提としてしまう方法では、佐々木を取り上げる意義を十分に展開できない。

尤も近年は個別の論点について佐々木を取り上げた研究が増え始めており、中にはこれらの問題点が当て嵌まらない例を挙げることはできる。しかし、その多くは論者の関心に沿った断片的な言及に留まっていて本格的な伝記研究も登場しておらず、全体像を通観しようとした論文も実証性という点で更なる改善の余地がある。その際、佐々木の解釈法学を抽象的な学説として歴史的背景と切り離して評価するのではなく、反対に佐々木を専ら具体的な政治に対して発言した政論家として見て法学者としての「理論」を分析対象から外すのでもなく、両側面を一人の人間による当時の時代状況に対する応答として捉える必要がある。

本論では、反国家・反権力といった価値観を前提とせず、個人の学問的生涯を対象を絞って歴史的な文脈の中で位置付ける方法を採用する。無論それは、国民国家の正当性を主張し、規範的に特権化する企図からではない。日本近現代史における普遍性を探求してきた「自由主義」研究と、日本の独自性の論理を内在的に検討してきた「國體」論研究の問題意識を架橋しながら佐々木を実証的に分析することで、「リベラル」の在り方を歴史的に相対化すること、そしてそれを通して、自由であるべき人間社会における法や国家の役割を過去の人間はどのように考えてきたのか、そのことを考察することが本論の目的である。

本論は、明治期から敗戦直後までを通覧する構成となっており、序章・終章に加えた3部8章構成で佐々木の生涯を概ね時系列的に辿っていくが、特に第Ⅱ部に顕著であるように同じ時期を論点に即して論じ分けた部分もある。第Ⅰ部「学問形成と西洋との格闘

1878-1912年」(第1-2章)は、佐々木の研究環境に関する事実整理を行いつつ、最も語られることの多い大正期より以前の、明治期の経験と学問についてまとめることを目的とした。第Ⅱ部「国際化」と「国民化」の中の立憲主義 1913-1932年」(第3-5章)は、留学から帰国して京大法科教授となった1913年から、五・一五事件によって政党内閣が頓挫する1932年までを主な対象とし、法論と政論の区別に留意しながら「解釈法学」論を「国民国家」論と絡めつつ、佐々木の基本となる考え方がこの時期に展開されていく過程を明らかにした。第Ⅲ部「総力戦体制と日本憲法の「独自性」 1933-1949年」(第6-8章)は、瀧川事件前後の挙国一致内閣期から、日中戦争、日米戦争を経て、敗戦直後の「國體」変更直面する時期までを扱い、総力戦体制を挟んだ佐々木の立憲政治論の連続性と動揺を描くことを目的とした。

第Ⅰ部 学問形成と西洋との格闘 1878-1912年

第1章「明治期の佐々木惣一——「法律学的研究」における西洋と日本」では、京都帝国大学法科大学の講師・助教授であった明治期の佐々木の研究活動を分析した。佐々木は、青年期より現実社会や国家への強い関心を懐いていたが、東京帝国大学への対抗意識に溢れていた創設当初の京大法科は佐々木の「学問」観に影響を与えた。特に学問上の師と呼べるのは、織田萬(行政法)、井上密(憲法・国法学)、岡松参太郎(民法)であった。佐々木は公法学を国家学・政治学から独立した法律学として構想する「法律学的研究」の必要を説いた。更に行政法の研究に取り組む過程で、公法は国家的な法であり、研究する際には一国の法の規定を重んじ、その歴史に基づく独自性を考慮すること、西洋学説の直輸入には慎重であるべきと考えるようになった。

しかし、それは佐々木が日本の独自性を拠り所にして西洋の学問を排斥していたことを意味しないどころか、日本の公法学を「幼稚」な段階と認めざるを得なかった佐々木にとっての明治期の研究はドイツ国法学の受容と格闘の日々であったのであり、西洋への憧憬と対抗意識が共存していた。加えて、佐々木は徳義を軽視する態度も戒めており、議会の政治的地位の向上を立憲政治の進歩と看做す立場も既に見出すことができる。国民の「品位」の低さを示すものとして選挙強制に反対した佐々木は、国民の自発的行動に期待していた。

第2章「ドイツ留学から「明治」の終焉へ」では、1909年11月に日本を発って3年間に亘った独仏英留学を、特にドイツでの経験について整理し、更に帰国直後の動向について論じた。留学中佐々木はゲオルク・イエリネックの講義や演習に参加し、ゲルハルト・アンシュッツ等とも交流した。佐々木はイエリネックの自由主義的な「理論」の影響を受けていたが、「一般国家学」のような「普遍主義」には一定の距離をとり、国家一般の総合的研究よりも日本の憲法の解釈学の構築に力を注ぐことになる。

また佐々木は吉野作造など日本人と行動を共にした「社会観察」の過程で、「社会」問題への関心を深めた。とはいえ「法律学的研究」を転換して社会学的研究を取り入れたわけでもなかった。そして帰国後の佐々木の講義や講演には、のちの瀧川事件の際に同僚となる法

学者たちが受講生として姿を現し始めていた。

第Ⅱ部 「国際化」と「国民化」の中の立憲主義 1913—1932年

第3章「佐々木惣一における「解釈法学」の論理と意義——「自由法運動」に対する立場を中心に」では、大正期日本における自由法運動を巡る時代状況を踏まえて、佐々木の「解釈法学」の論理と、その意義がどのように考えられていたのかを検討した。

社会から遊離した「概念法学」を批判した自由法運動に対し、佐々木は問題提起を重要視しながらも、自身の立場はこれと区別した点で美濃部とは対照をなした。大正天皇の即位に際して、憲法改正を議論すること自体を憚る風潮に敢えて苦言を呈し、法的には憲法改正無限界論を鮮明にしたことは、法を正面から解釈する姿勢と法の「社会順応性」を共に重んじた論理的帰結であった。とはいえ特に米騒動後の佐々木は、労働者階級の擡頭を背景とした社会政策の必要性など「社会問題」を重要視するようになり、自身の学問の在り方にも不安を懐き始めた。しかし法社会学とは距離を置き、「ある」法を「あるがままに」知る解釈法学の方法を、人々の共同生活保全のために必要であるとして再定位した。佐々木は、日本の学問の歴史的文脈を踏まえて、ドイツの新しい研究潮流を安易に導入して解釈法学を放棄するような動向を戒めた。

その際佐々木は我々の共同生活を成立せしめる法を「社会の意志」と説明した。ここには法の内容が時間と空間において相対的なものであるという含意が伴っており、のちの「獨自性」論に繋がる契機と見ることができる。

第4章「立憲政治と国民道徳——『立憲非立憲』における「責任」を巡って」では、佐々木の著作『立憲非立憲』（1918年）を中心に取り上げた。第一次世界大戦を迎えて新たな国際環境に置かれた大正期は、「国際化」と一体のものとして「国民」の再定義が進んだ時代であった。佐々木は、解釈法学とは区別された政論として、国民の政治参加を軸とした立憲政治論と国民道徳論などの法外の領域へも視野を広げていった。吉野作造の民本主義とも呼応した『立憲非立憲』は、デモクラシー対ナショナリズムという歴史観では捉え切れず、佐々木の立憲政治論は立憲政治を体得できる「日本国民」への自尊心によって支えられていた。

国民としての「責任の観念」を強調した佐々木の立憲政治論では、「違憲」でないだけでなく「非立憲」でない行動をとらねばならないという態度を政治権力に求めるとともに、そのような政治権力も国民に対する「他者」であるべきではないと考えられており、政府批判の自己目的化は戒められた。政治を行うのは国民自身であり、国家は人間の生活を理想に向かって向上させるための共同の努力として位置付けられた。ここにおいて「国民」としての責任の自覚という関心が立憲政治と国民道徳を結び付け、佐々木の立憲政治論は国民国家構想としての側面を持っていた。

第5章「『非立憲』と共存する政党政治——政治的「事実」としての政党、元老、統帥権」では、佐々木と美濃部の元老認識の比較を中心としながら統帥権の独立に関する議論にも

触れ、解釈法学だけでは論じ尽くせない「事実」をどう扱ったかを論じた。

佐々木は元老の慣行が続いている現実を認めながらも、後継首相の奏薦という役割は最終的に憲法典上の機関である国務大臣（辞任する首相）に移行されるべきと考えていた。対する美濃部は元老を憲法習律の中で把握して追認し、後継者としては内大臣を想定していた。統帥権干犯問題（1930年）では、美濃部と結論を同じくして内閣擁護に立った佐々木であるが、その立論の過程では美濃部への批判が見て取れる。佐々木には規範と現実の緊張関係がより見られるが、結果として「現実」に即していたのは美濃部憲法学であり、実際に政党内閣は五・一五事件後の情勢を鑑みた元老の判断によって終止符を打たれた。

第Ⅲ部 総力戦体制と日本憲法の「獨自性」 1933—1949年

第6章「「非常時」における法実証主義と「公明正大」な国家」では、瀧川事件（1933年）を挟んだ前後の時期を対象とし、法実証主義と評される法学的態度と、実際の国家権力に対する批判的態度の関係に焦点を当てて論じた。

佐々木のデモクラシー論は、五・一五事件後も、選挙を通じた複数政党間の討議による議会政治を基本に据えていたが、割拠主義の弊害と内閣強化の必要性を認めることにも吝かではなかった。そして佐々木の法学の主眼が「ある」法を「あるがままに」知る解釈法学にあったからこそ、法を制定し運用する国家機関が「正しく」機能することに期待し、信頼した。それは国民の「覚醒」を促し、政治家の「公明正大」な態度を説いた国民道徳論や政治論として現れた。とはいえ国家機関は佐々木の考える「正しさ」に従って行動するとは限らないのであり、瀧川事件からは、政府当局の措置をいかに不当と考えても有権的解釈としては認めざるを得ないという法学者としての苦境が見えてくる。また佐々木が政治家と国民の一体性を基礎付ける際に援用した「代表」概念は、宮澤俊義により「科学的」に批判されるに至り、公権力が、「他者」として立ち現れるという現実が突き付けられた。

第7章「立憲主義者の「戦争」——帝国憲法の「獨自性」と「國體憲法學」」では、日中戦争勃発から対米開戦前後の佐々木を追い、その立憲政治論が総力戦体制下でどのような帰結を見たのかを明らかにした。

天皇機関説事件後、「根本規範」（ハンス・ケルゼン）や「憲法制定権力」（カール・シュミット）などを駆使して立憲主義を再構築しようとする新世代の法学者とともに里見岸雄の「國體憲法學」が擡頭してきた。これらの流行の理論や「國體」論に対する佐々木の応答が、論文「我國の憲法の獨自性について」の連載であった。佐々木は里見の研究を高く評価し、里見は特に佐々木の人格に惹かれた。元来、里見は佐々木の「國體」論や憲法改正の理論には批判的で、黒田覚や尾高朝雄といった新世代の法学者たちに共鳴する面があったが、大政翼賛会批判という具体的な政治問題において佐々木と共闘した。

対米開戦後の佐々木は「統制経済」批判等で自由主義的な立場を堅持していたが、戦局の悪化とともに国家に「没入」した各々の使命遂行、国家への「奉公」を説いていく。責任主体としての国民が政治に参与し国家の向上に努めるという立憲政治論は、戦争遂行のため

の挙国一致論と矛盾するものではなかった。

第8章「帝国憲法への郷愁と「象徴」への懷疑」では、敗戦国となった日本の主体性をいかに維持するかに腐心し、「國體」擁護に向けて行動した佐々木の心情と論理を追跡し、天皇論を分析した。

敗戦とポツダム宣言の受諾で佐々木が感じたのは、解放感や安堵というよりは、理想に向かって共同生活の在り方を国民自ら決定する立憲政治を擁護してきたからこそその悲痛であった。佐々木は「國體ノ特殊性」を考慮した「民意主義」と「自由主義」が日本で実現されることを常に望んでおり、帝国憲法の問題点を彼なりに認識して部分的改正を提言したが、占領下での性急な憲法改正に対しては批判的であった。その制定過程に対しては国家権力と国民が「他者」であり続けてしまうことへの懸念を懐き、内容については「共同生活全体」の立場に立つ「統治権の総攬者」としての天皇を擁護した。

日本の独自性と立憲主義の普遍性の中で思考してきた佐々木の憲法思想にとって、「日本国憲法」は前者の独自性の否定に他ならず、必然的に反対することになった。佐々木は、憲法上の天皇と国民の関係を非政治的な「伝統」として再定義しようとした和辻哲郎の批判を前にしてなお、政治的な天皇論に拘り続けた。その背景には、「伝統」理解の相違だけでなく、「自己主張の思想」を有する現代の人間という大正期以来の人間観の帰結でもある、「象徴」への懷疑があった。

終章「国家を実現する立憲主義」では、第1節で日本国憲法下での佐々木の学問的活動をこれまでの分析と関連する範囲で概観した。佐々木は日本国憲法第13条の解釈として「存在権」を提示し、また日本が「自國的使命」に傾斜して「世界的使命」を忘れがちであったことを反省した。しかしそれは、佐々木が敗戦によって「国家主義」を改めたということの意味しなかった。佐々木において混然一体となっていた「護憲」と「国家主義」、左派と右派を横断した人間関係といった特徴は、門下生の政治的立場において分化していく。「護憲」対「改憲」の構図にあわせて佐々木評価も二面的なものとなるが、このような互いに佐々木の一面のみを強調した見方は、論者の価値観が多分に投影された結果でもある。

第2節で、結論として論文全体のまとめを行った。「解釈法学」は、一般理論ではなく個別の国家において歴史的に存在している実定法の認識を目的とする点で、日本の独自性を踏まえたい佐々木のナショナリズムを満足させるものでもあった。法解釈の結果と自身の政治的価値観を区別する禁欲的態度が、かなりの程度実践されたことは認められ、正当に評価されなければならないだろう。しかし同時に、佐々木が「平静」な「学問的」態度を説いたのは、自身がそう「であった」からと言うべきではない。佐々木は、平静な「学者」でありたいと念じた情熱家であった。そしてこれは我々の問題でもある。また佐々木には、法の「客観的」な意味を「学問的」に明らかにできるといった前提に対し疑問を懐くような関心は希薄で、ケルゼンを受容した後続世代の擡頭が更にその問題点を浮き彫りにした。

確かに、憲法の条文を重んじた佐々木の解釈法学や「非立憲」的政治への批判は、自由法

論に立った美濃部より強い批判になることもあり、また特に学問の自律性が脅かされると考えた事態には敏感に反応した。しかし佐々木の知的営為を全体として見た時、彼を国家権力への抵抗者たることを自任するような知識人と規定するのは困難である。政府批判の自己目的化を戒めた佐々木において、国家は国民と対立する「他者」ではなく、国民自身が立憲政治を通じて不断に実現していくべきもの、人間の生活を理想に向かって向上させるための共同の努力として考えられていた。その立憲政治論は立憲主義という普遍性を体得し得る日本国民の独自性という矜持によって支えられていた。

佐々木は独立した「法」の領域を常に想定し、その客観的な拘束力に期待すると同時に、「自由」な国民が国家へ参加することによる理想実現を希求した。国家権力に法の枠をはめて国民の自由を確保しようとする事と、各々の主体性に基づいた国家への「奉公」を称揚する態度は、必ずしも矛盾するとは限らなかったのである。そこで、近代日本の自由主義論の文脈を参照しつつ「法」についての考察を敷衍し、佐々木の憲法思想の特徴を「国家を実現する立憲主義」と表現した。最後に第3節で今後の展望に触れ、本論を閉じた。